

軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の部会委員の選任について

軽井沢町環境基本計画見直し検討部会の部会委員の選任について、軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）第8条第2項の規定により、部会に属すべき委員を下記のとおり指名する。

記

氏名

○参考図書等

- ・参考資料② 軽井沢町自然保護審議会条例
- ・参考資料⑤ 軽井沢町環境基本計画見直し検討部会設置要綱
- ・参考資料⑥ 軽井沢町環境基本計画の見直し

軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の
選任について

軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会の部会委員の選任について、
軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）第8条第2
項の規定により、部会に属すべき委員を下記のとおり指名する。

記

氏 名

○参考図書等

- ・参考資料② 軽井沢町自然保護審議会条例
- ・参考資料⑨ 軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会設置要綱
- ・参考資料⑩ 軽井沢町版レッドデータブック

令和8年2月13日現在

審議会名：軽井沢町自然保護審議会
所管課名：環境課

任期：令和8年2月13日から令和10年2月12日まで

氏名	役職名	備考（選任区分）
押金 洋仁		町議会議員
佐藤 敏明		町議会議員
寺田 和佳子		町議会議員
横須賀 桃子		町議会議員
今城 治子		知識経験者
大河原 眞美		知識経験者
大塚 敏之		知識経験者
大林 博美		知識経験者
監物 大吉		知識経験者
酒井 重人		知識経験者
土屋 隆		知識経験者
土屋 龍男		知識経験者
本城 慎之介		知識経験者
本島 和美		知識経験者
諸戸 清郎		知識経験者
依田 美和子		知識経験者
石坂 周一		関係官公庁の職員
小林 博幸		関係官公庁の職員
阪本 利継		公募に応じた者
武内 直子		公募に応じた者

○軽井沢町自然保護審議会条例

昭和48年輕井沢町条例第24号

(設置)

第1条 軽井沢町の自然環境の保全に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、軽井沢町自然保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、軽井沢町の自然環境の保全に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を町長に報告し、又は建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係官公庁の職員
- (4) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 各機関から選出された委員は、その役職在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、町長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任するものとする。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員（以下この条において「委員等」とい

う。)は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、委員等が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「委員等」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年6月22日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(軽井沢町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 軽井沢町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年輕井沢町条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

自然保護審議会の委員	会長			7,100
	委員			6,900

」

を

「

自然保護審議会の委員	会長			7,100
	委員			6,900
自然保護審議会の専門委員	委員			6,900

」

に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月27日条例第16号)

○軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会設置要綱

平成20年輕井沢町告示第17号

(設置)

第1条 軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度に係る認定事業の選考（以下「認定事業の選考」という。）について、専門的見地から適切かつ公正なものとするため、軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、軽井沢町自然保護審議会（以下「審議会」という。）に軽井沢町自然保護対策優良事業認定部会（以下「部会」という。）を置く。

(任務等)

第2条 部会は、認定事業の選考について、審議会の会長（以下「会長」という。）の求めに応じて、専門的見地から審査し、その結果を会長に報告する。

(報告の尊重等)

第3条 会長は、認定事業の選考について町長から諮問されたときは、部会に当該選考に係る審査をさせるものとする。

2 会長は、前項の審査に係る報告を受けたときは、当該報告に係る認定事業の選考に関する審議会の調査審議にあたり、その報告が尊重されるよう努めるものとする。

(組織)

第4条 部会は、次の各号に掲げる者（以下次条において「部会の委員」という。）10人以内で組織する。

(1) 会長が指名した審議会の委員

(2) 認定事業の選考に関する調査をするため、条例第7条第2項の規定により町長が任命又は委嘱した専門委員

(任期)

第5条 部会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務の所管)

第6条 部会の事務は、環境課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、町長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度

軽井沢町では、平成20年度より軽井沢町自然保護優良事業認定制度『軽井沢 緑の景観賞』を制定した。

この『軽井沢 緑の景観賞』は、「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」及び「軽井沢町の自然保護対策要綱」に基づき、自然環境の保全・良好な景観の形成に配慮された建物などを認定し、広く周知することにより町民、別荘所有者、軽井沢を訪れる方々に自然保護や良好な景観形成について理解を深めていただき、すばらしい自然景観を後世に伝えてゆくための制度。

『軽井沢 緑の景観賞』は、毎年募集を行っており、令和6年度より、「一般住宅」、「集合住宅」、「その他」の3部門に分けて募集している。

軽井沢 緑の景観賞 受賞作品（一部抜粋）

令和7年度



《一般住宅部門》

優秀賞 在賀邸（追分）



《一般住宅部門》

優秀賞 三善邸（旧軽井沢）

令和6年度



《集合住宅部門》

優秀賞 中電不動産株式会社
株式会社日本エスコン（南ヶ丘）
設計者 アーキサイトメビウス株式会社

令和2年度



優秀賞 鈴木邸 (中軽井沢)
設計者 モリノイエ軽井沢

令和元年度



優秀賞 有限会社HAL
設計者 竹花工業株式会社



特別賞 山村邸 (旧軽井沢)
設計者 神田 紀代

平成30年度



優秀賞 東新工業株式会社
設計者 高橋 公一



特別賞 東西建物株式会社
くっかけステイ中軽井沢

平成28年度



優秀賞 大浦邸 (中軽井沢)



優秀賞 ベーカリー&レストラン沢村旧軽井沢
設計者 田辺 雄之

軽井沢町環境基本計画見直し検討部会設置要綱

(設置)

第1条 軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）第8条の規定に基づき、軽井沢町自然保護審議会（以下「審議会」という。）に軽井沢町環境基本計画見直し検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、軽井沢町環境基本計画の見直しについて調査審議する。

(組織)

第3条 部会は、10人以内で組織する。

(会議)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

2 部会長は、会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

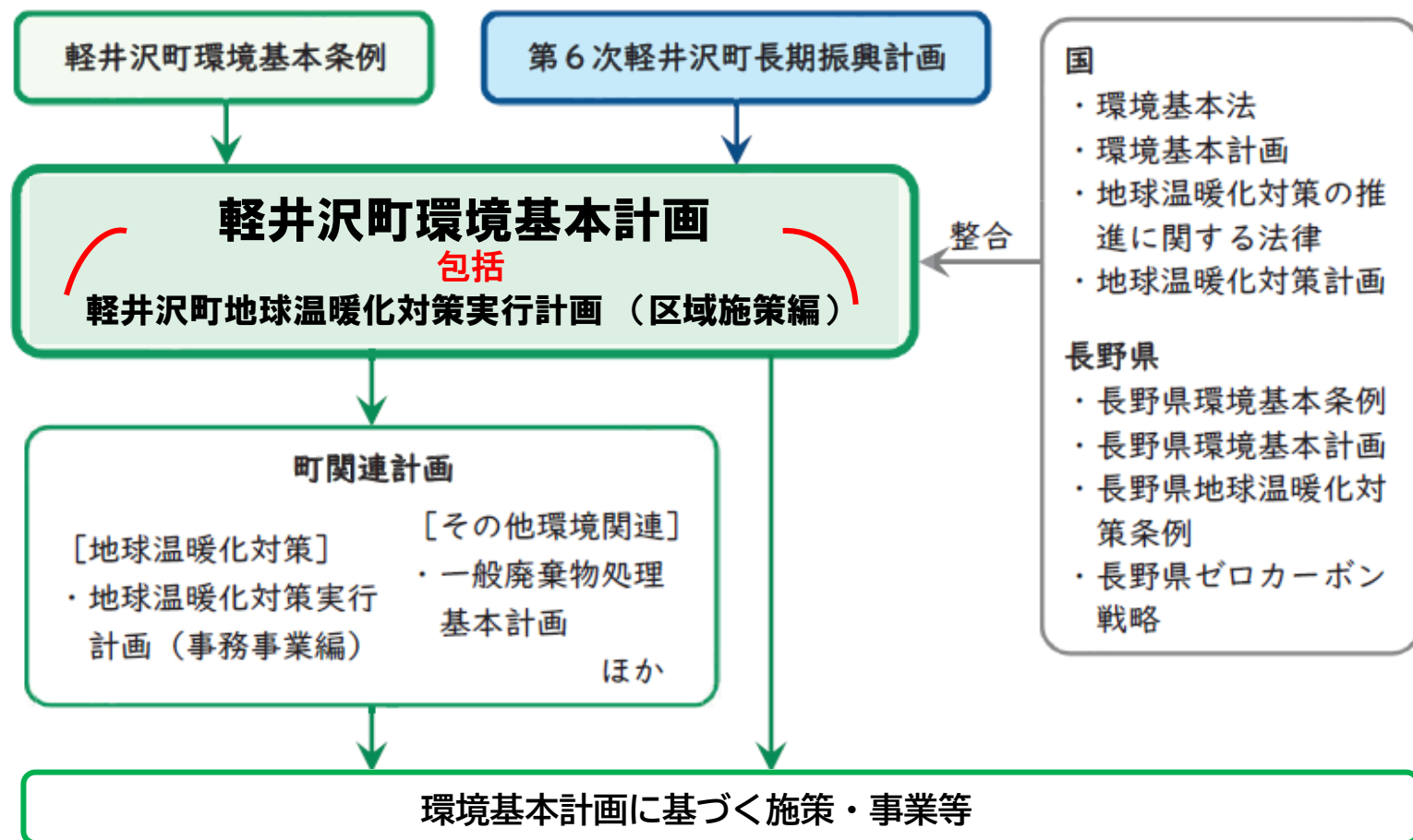
附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

軽井沢町環境基本計画の 見直し

軽井沢町環境基本計画とは

環境の保全等に向けた総合的・長期的な施策を推進することを目的とした、**環境分野のマスタープラン**。なお、軽井沢町環境基本計画は、区域内の温室効果ガス排出削減を推進するための計画である「**軽井沢町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)**」を包括している。



「軽井沢町環境基本計画見直し検討部会」の役割

1. 軽井沢町環境基本計画（軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編））で掲げられている**施策や事業などの進捗・達成状況の点検・評価**（毎年度）
2. 計画の**中間見直し**（令和10年度）に向けた**審議**



軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会設置要綱

(設置)

第1条 軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）第8条の規定に基づき、軽井沢町自然保護審議会（以下「審議会」という。）に軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、軽井沢町の自然保護対策要綱（昭和47年輕井沢町告示第13号）、同取扱要領（平成8年10月1日適用）、軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱（昭和51年輕井沢町告示第4号）その他の自然保護に関する規程の見直しについて調査審議する。

(組織)

第3条 部会は、40人以内で組織する。

(会議)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

2 部会長は、会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

軽井沢町の 自然保護対策要綱等 の改正（見直し）

改正（見直し）の理由

昭和47年に制定した軽井沢町の**自然保護対策要綱**は、現在においても軽井沢の**環境保全の根底**を成すものである。

しかし、**時代の変化**とともに自然保護対策要綱の内容が**実情にそぐわなくな**ってきている部分があり、また、その**実効性**についても**疑問符**がつけられている。

住民とともに**つくりあげ**、**住民と一体**となって守っていける、時代の変化にも対応した**自然保護対策要綱**に！

自然保護対策要綱の改正（見直し）に合わせて、**自然環境に関連する規程**（軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例など）についても**改正（見直し）**を行う。

改正（見直し）の対象

1. 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例

特定の事業を行う際に、あらかじめ町に対し、その事業について手続を行うことを定めた条例

（例：開発行為や住宅以外のものを建築する行為、飲食物を提供する行為、木竹の伐採 など）

2. 軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例施行規則

「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」にぶら下がるもので、手続の手法などについて、更に詳細に規定したもの

3. 軽井沢町の自然保護対策要綱

町の自然保護対策に関する基準を定めたもの

（例：建ぺい率、容積率、一区画の面積、工事自粛期間など）

4. 軽井沢町の自然保護対策要綱取扱要領

「軽井沢町の自然保護対策要綱」にぶら下がるもので、自然保護対策に関する基準について、更に詳細に規定したもの

5. 軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱

良き風俗を守り育て、清らかな環境の保健休養地を確保するために、町長、住民等の責務や深夜営業の禁止などについて定めたもの

自然環境系の例規等体系イメージ

【軽井沢町民憲章】

- 世界に誇る清らかな環境と風俗を守りつづけましょう
- すべての来訪者に心あたたかく接しましょう
- かおり高い伝統と文化を育てあげましょう
- 緑ゆたかな高原の自然を愛しまりましょう
- 明るい家庭と伸びゆく町を築きあげましょう

軽井沢国際親善文化観光都市建設法

軽井沢町まちづくり基本条例

軽井沢町の善良なる
風俗維持に関する条例

軽井沢町の自然保護のための
土地利用行為の手續等に関する
条例

軽井沢町の自然保護のための
土地利用行為の手續等に関する
条例施行規則

改正(見直し)の対象



軽井沢町の自然保護対策要綱

軽井沢町の自然保護対策要綱取扱要領

軽井沢町の善良なる風俗
を維持するための要綱

スケジュール

区分	項目	令和8年度				令和9年度			
		4~6月	7~9月	10~12月	1月~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月~3月
自然保護対策要綱	審議会・部会等	→							
	パブコメ				↔				↔
	改正				↔				↔
自然保護のための 土地利用行為の 手続等に関する条例	●公表規定の改正								
	審議会・部会等	→							
	パブコメ								
	改正（議会）		↔						
	●罰則規定の新設								
	審議会・部会等	→							
	パブコメ								
	検察協議		←→						
	改正（議会）				↔				

※令和10年度以降も継続して検討・改正を行う

軽井沢町版レッドデータブック策定検討部会設置要綱

(設置)

第1条 軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）第8条の規定に基づき、軽井沢町自然保護審議会（以下「審議会」という。）にレッドデータブック策定検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、軽井沢町におけるレッドデータブックの策定について調査審議する。

(組織)

第3条 部会は、20人以内で組織する。

(会議)

第4条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

2 部会長は、会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

軽井沢町版 レッドデータブック

概要

業務内容

生物調査などを実施し、軽井沢町の自然の特徴や絶滅のおそれのある生きものをまとめた「軽井沢町版レッドデータブック」を現在作成中

活用方法

レッドデータブックは、次の方法で活用予定

- ①野生動植物の保護対策を講じる上での基礎資料
- ②生物多様性の保全とその持続的な利用の普及啓発
- ③開発行為と自然保護の調整を図る上での基礎資料



【生物調査の様子】

スケジュール

		令和7年度		令和8年度			令和9年度			
1	現地調査等の実施	資料収集 ヒアリング	調査対象種検討、現地調査			まとめ				
2	レッドリストの作成	方針の検討	評価手法検討		掲載種 選定	パブコメ	カテゴリー評価	案完成		
3	レッドデータブックの作成	方針・レイアウト・構成の検討		執筆者分担	原稿執筆				印刷	
4	普及版レッドデータブックの作成		構成、内容検討	調査にあわせ素材収集		原稿執筆			印刷	
5	GISデータの整理	データ項目 の検討	データ整理	定義書	データ整理	検査				
6	普及啓発の取組み	下見・企画立案		観察会（2回）		イベント		講演会（2回）		
7	自然保護審議会の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・検討事項の随時承認 ・進捗確認 				<ul style="list-style-type: none"> ・RL、RDBの承認 				
8	策定検討部会の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュール、作成方針検討 ・評価手法検討 ・RDB構成、ページレイアウト検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・掲載種の選定結果や評価結果の確認 			<ul style="list-style-type: none"> ・RL、RDBの内容確認 			
9	調査会議・調査専門部会の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象種検討 ・データ、写真等収集 		<ul style="list-style-type: none"> ・掲載種の選定 ・評価・執筆者分担 ・カテゴリー評価 			<ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリー評価 ・RDB原稿執筆 			

他自治体のレッドデータブック



両生類

絶滅危惧Ⅰ類 長野県：指定なし 環境省：指定なし

カジカガエル *Buergeria buergeri* アオガエル科



種の特徴
 成体の体長は30～40mmで、雌は50～70mm。体は扁平で扁平、体色は灰褐色で暗褐色の不規則な点があり、石や岩の上では保護色になります。鳴き声が美しいカエルで、指の先には大きな吸盤があります。

生息環境
 河川の清流域とその周辺の森林に生息します。

国内や県内の分布
 本州、四国、九州、五島列島に分布する日本固有種で、県内では全県下にわたり分布します。

市内の状況と絶滅危惧要因
 市内では三滝川にのみ生息していますが、個体数は少ないです。河川工事による水質汚濁や生息環境の消失が懸念されます。

特記事項
 蛙の声に似ているため「河鹿」の名前がつけられました。

絶滅危惧Ⅱ類 長野県：絶滅危惧Ⅱ類 環境省：指定なし

ツチガエル *Rana rugosa* アカガエル科



種の特徴
 全長は35～50mm。体色は灰褐色～黒褐色で、イボが目立ちます。水辺から離れることなく、アリの好んで食べるほか、クモや小型の昆虫類を食べます。体から臭いを出するため、ヘビに食べられることは少ないようです。

生息環境
 平地から低山地の水田、池沼などに生息します。

国内や県内の分布
 本州から九州と周辺の島々に分布し、県内では全県下にわたり分布します。

市内の状況と絶滅危惧要因
 雑穀の圃田では比較的多くの個体が生息しており、市内の水田地帯でも生息していると思われます。

圃田整備による水田の乾田化や小川のU字溝化などにより、近年、各地で個体数が激減しているといわれています。

維管束植物

絶滅危惧ⅠA類 長野県：指定なし 環境省：指定なし

フジキ **【藤木】** *Cladrastis platycarpa* (大きな葉実の) マメ科 フジキ属



種の特徴
 落葉高木で、冬芽は白い鱗状の袋に包まれ、黒色です。葉はフジに似ており、6月に枝先に短い穂状の白い葉腋花をつけます。果実は広楕円状で、両側に翼があります。高さはおおよそ10～15m程度になります。

生育環境
 山地に生育します。

国内や県内の分布
 本州（福島県以南）、四国に分布、県内は全県に分布しますが、少ないです。



市内の状況と絶滅危惧要因
 森・急傾斜地の2箇所で確認、道路脇の崖地、林縁部に生育していますが、大木は2個体で、他には4～5個体の幼木があります。土砂の崩落や森林整備などによる絶滅の危険性があります。

特記事項
 和名はフジによく似た木という意味です。花は数年に1度しか開かず、2009年は花を見せましたが、2010年に多くの花をつけました。別名をヤマエンジュともいいます。

絶滅危惧ⅠA類 長野県：準絶滅危惧 環境省：絶滅危惧Ⅰ類

オオヤマカタバミ **【大山許草】** *Oxalis obtriangulata* (無三角形の) カタバミ科 カタバミ属



種の特徴
 多年草で、無三角形の葉が特徴です。葉の上縁は左右ほぼ直線になります。4月頃白色の花径約3cm程度の花を開きます。内側に紫紅色の筋があり、下向きに咲きます。

生育環境
 山中の木陰、比較的暗い湿性の林下に生育します。

国内や県内の分布
 本州（中部）、九州に分布し、県内は中部、東部に分布しています。

市内の状況と絶滅危惧要因
 食料地区の一箇所のみで、道路沿いの暗い針葉樹林下に10数個体生育しています。踏みつけや道路の拡張整備、森林整備などによる絶滅の危険性があります。

特記事項
 和名は、山に生える大型のカタバミの意です。カタバミは酸味があるため、スイモングサとも言われます。



軽井沢町の土地利用について（抜粋）

～旧軽井沢エリアにおける特別用途地区の検討～



令和8年3月
軽井沢町





1 - 1 軽井沢町の都市計画について②

【都市計画の体系】

都市計画法 (昭和43年制定)

(目的)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること

(基本理念)

農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと

(定める事項)

- 都市計画の内容及びその決定手続き
- 都市計画制限
- 都市計画事業
- その他都市計画に関して必要な事項

都市計画区域

都市計画区域に係る町村の要件 (都計令第2条)

- 市の区域又は一定の町村 (人口1万人以上、中心市街地人口3,000人以上等) で、一体の都市として総合的に整備・開発・保全すべき区域
- 温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に良好な都市環境の形成を図る必要があること

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都計法第6条の2)

都市計画区域の目標等の基本的な方針

佐久圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (令和5年5月 長野県)

都市計画マスタープラン (都計法第18条の2)

市町村の都市計画に関する基本的な方針

軽井沢町都市計画マスタープラン
(令和5年3月 軽井沢町)

地域地区

地域地区の種類に応じて都市計画上必要な規制 (土地利用) を行う

用途地域

特別用途地区

特定用途制限地域

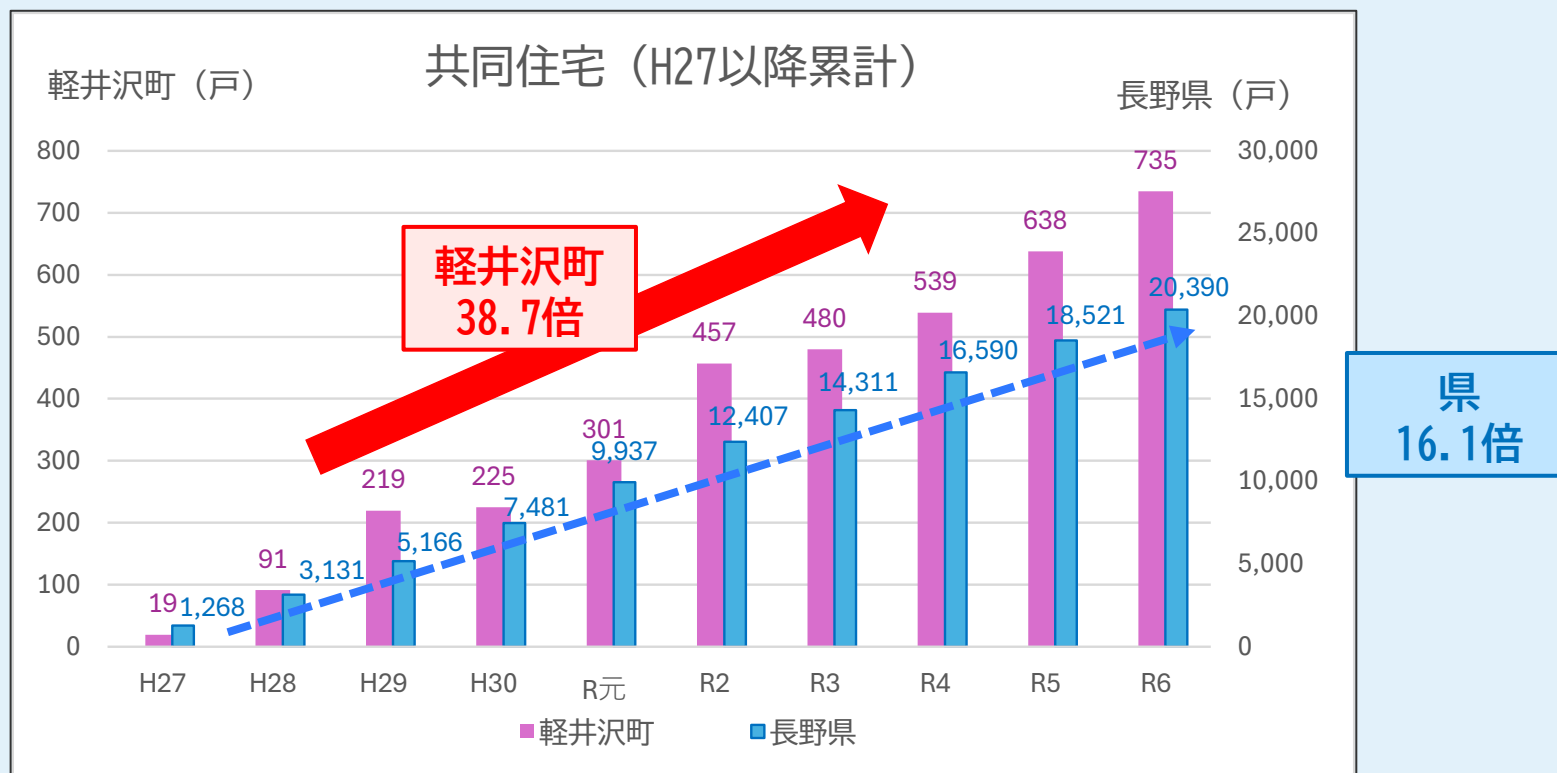
等



2-1 共同住宅の着工動向①

①直近10年間の推移

- 共同住宅の着工戸数の累計をみると、県全体が平成27年値の16.1倍であるのに対し、軽井沢町は38.7倍となっており、軽井沢町は県の2倍以上のペースで建設されています。



【資料】国土交通省 建築着工統計調査 (H27~R6)



2-1 共同住宅の着工動向 ②

②県内自治体との比較

- 令和2年から令和6年までの直近5年間における県内市町村別の共同住宅着工戸数をみると、**軽井沢町は77市町村中第5位**となっています。
- 人口千人あたりの共同住宅の着工戸数は**77市町村中第1位**であり、**軽井沢町は人口規模に対する共同住宅の着工戸数が多い**状況となっています。

■ 県内市町村別の共同住宅着工戸数

順位	市町村名	直近5年の共同住宅着工戸数 (戸)
1	松本市	2,610
2	長野市	2,564
3	上田市	944
4	飯田市	605
5	軽井沢町	434
6	伊那市	373
7	塩尻市	363
8	茅野市	269
9	佐久市	269
10	諏訪市	201

■ 人口千人あたりの共同住宅着工戸数

順位	市町村名	人口千人あたりの共同住宅着工戸数
1	軽井沢町	21.7
2	青木村	13.6
3	松本市	11.1
4	売木村	8.2
5	喬木村	8.0
6	御代田町	7.6
7	南牧村	7.2
8	長野市	7.2
9	南相木村	7.0
10	飯田市	6.6

【資料】国土交通省 建築着工統計調査より集計(R2~R6)



2-2 旅館業法に基づく営業許可件数の動向①

①県内自治体との比較

- 令和7年11月30日現在の町内における旅館業法の営業許可の総数は561件であり、**約3割が旅館・ホテル、約7割が簡易宿所**となっています。
- 1市町村あたりの旅館業許可数が県平均93.9件に対し、軽井沢町は561件（**県平均の6.0倍、県内市町村のうち第2位**）となっています。
- 人口千人あたりの旅館業許可件数が県平均3.6件に対し、軽井沢町は28.0件（**県平均の7.8倍、県内市町村のうち第8位**）となっています。

■ 軽井沢町の旅館業法に基づく営業許可件数の内訳

営業許可分類	件数	割合
旅館・ホテル	165	29.4%
簡易宿所	395	70.4%
下宿	1	0.2%
合計	561	100.0%

※営業許可分類の定義

旅館 ホテル 営業	施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
簡易宿所 営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの
下宿 営業	施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業

■ 旅館業法許可件数（累計）

順位	市町村名	件数
1	白馬村	1,275
2	軽井沢町	561
3	松本市	392
4	長野市	375
5	野沢温泉村	303
6	茅野市	302
7	山ノ内町	279
8	上田市	288
9	安曇野市	258
10	小谷村	208
-	県平均	93.9

■ 人口千人あたりの旅館業法許可件数

順位	市町村名	件数
1	白馬村	150.1
2	野沢温泉村	100.0
3	小谷村	86.5
4	売木村	61.7
5	王滝村	47.8
6	信濃町	28.3
7	平谷村	28.2
8	軽井沢町	28.0
9	山ノ内町	27.1
10	大鹿村	23.4
-	県平均	3.6

【資料】長野市：営業許可施設（旅館業）（R7.11時点）

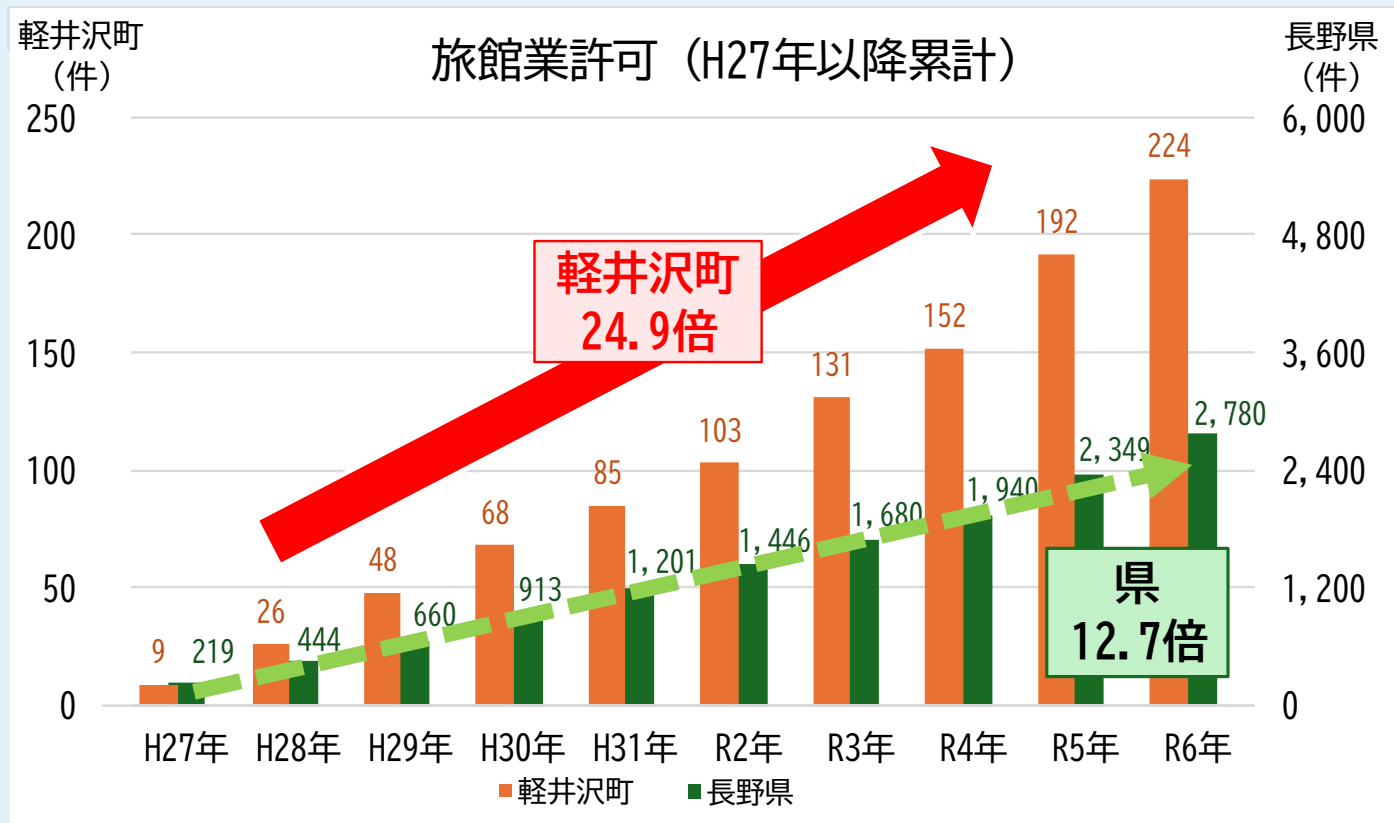
松本市：生活衛生施設データ（R8.1時点）

その他：長野県食品・生活衛生課 旅館業法に基づく許可（R7.11時点）



②直近10年間の推移

- 直近10年間の旅館業営業許可件数をみると、県全体が平成27年値の12.7倍であるのに対し、**軽井沢町は24.9倍**であり、**許可件数が急増**している状況となっています。

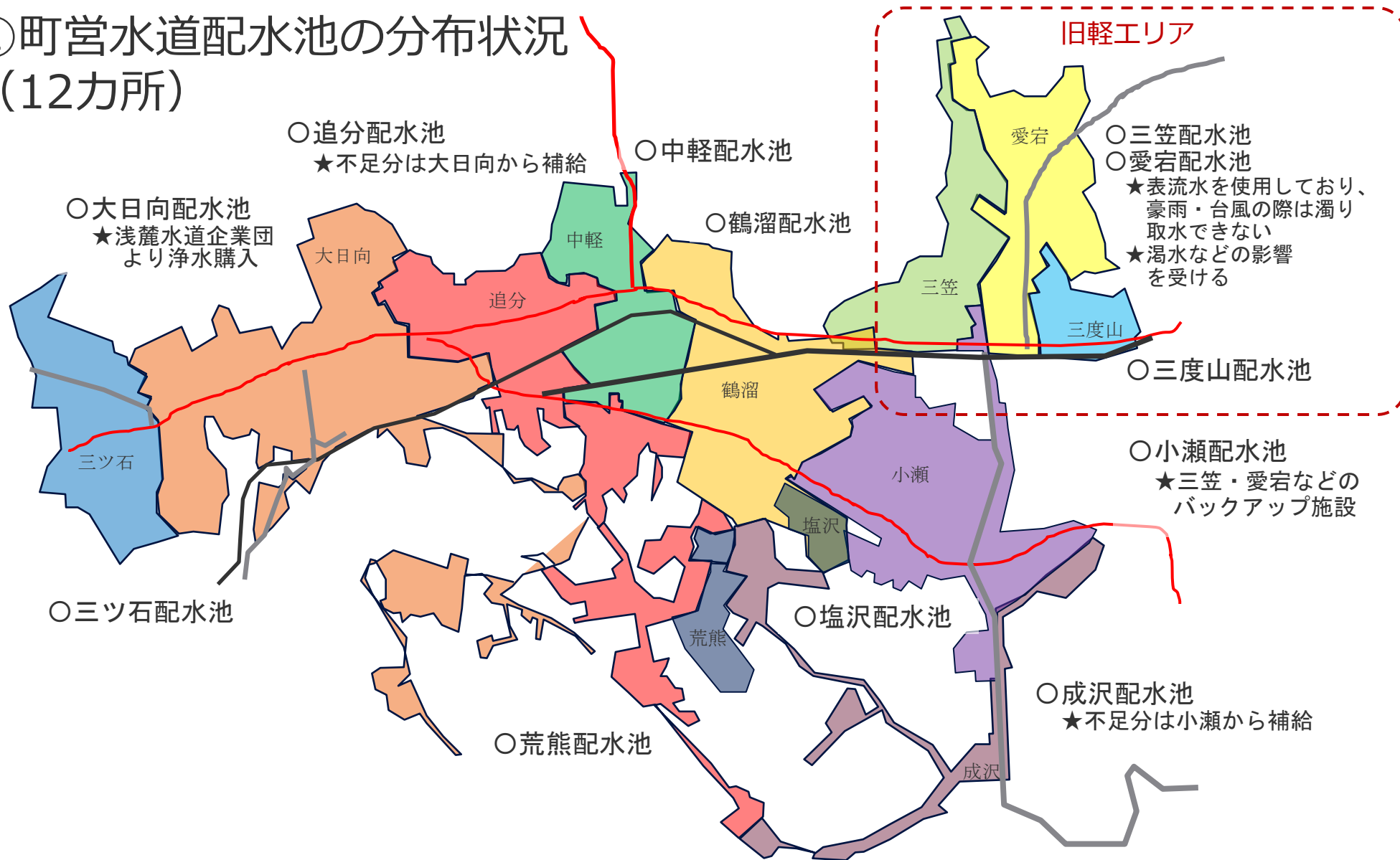


【資料】長野市：営業許可施設（旅館業）（R7.11時点）
 松本市：生活衛生施設データ（R8.1時点）
 その他：長野県食品・生活衛生課 旅館業法に基づく許可（R7.11時点）

2-3 繁忙期における水需要について①



①町営水道配水池の分布状況 (12カ所)

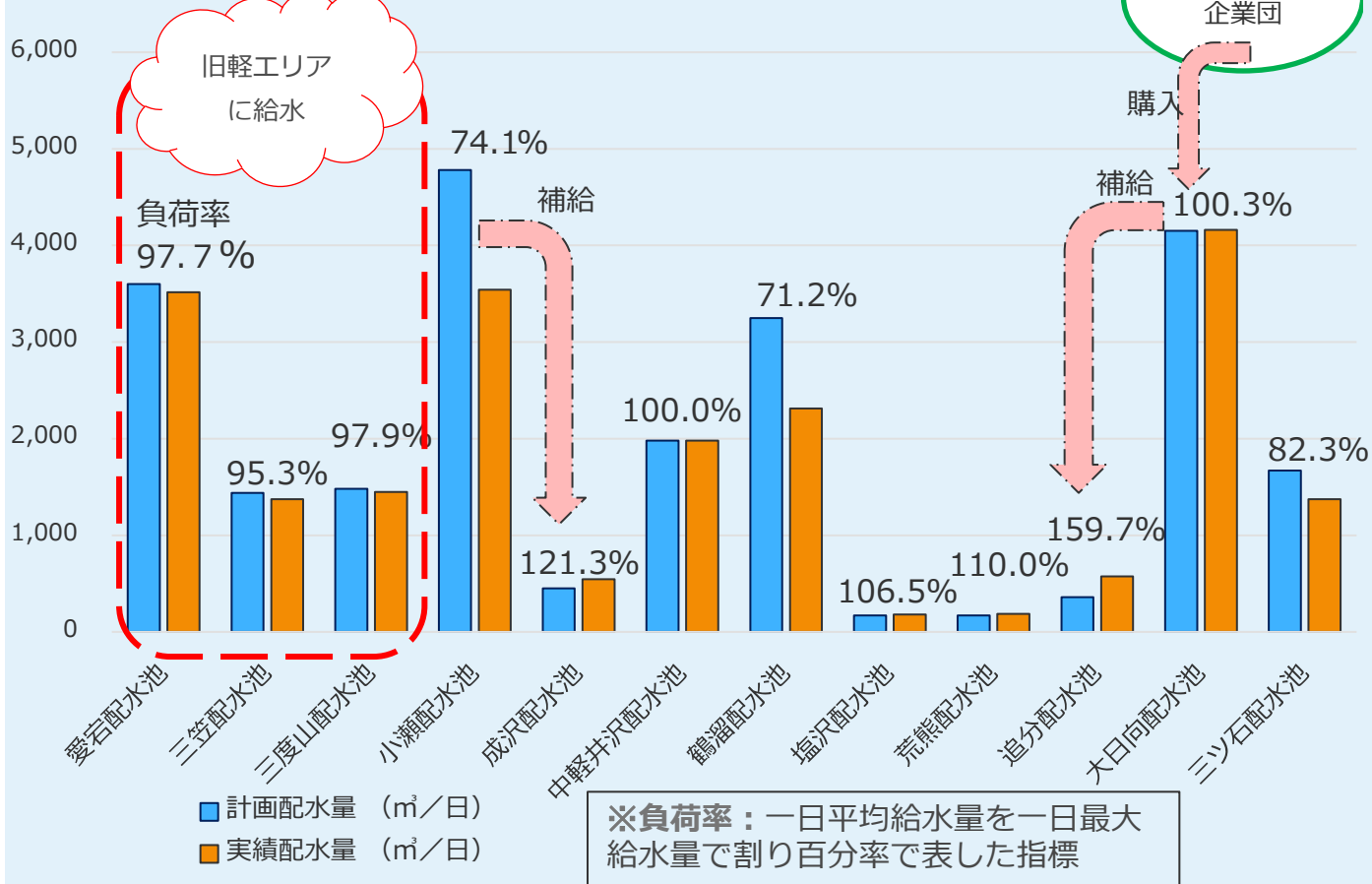




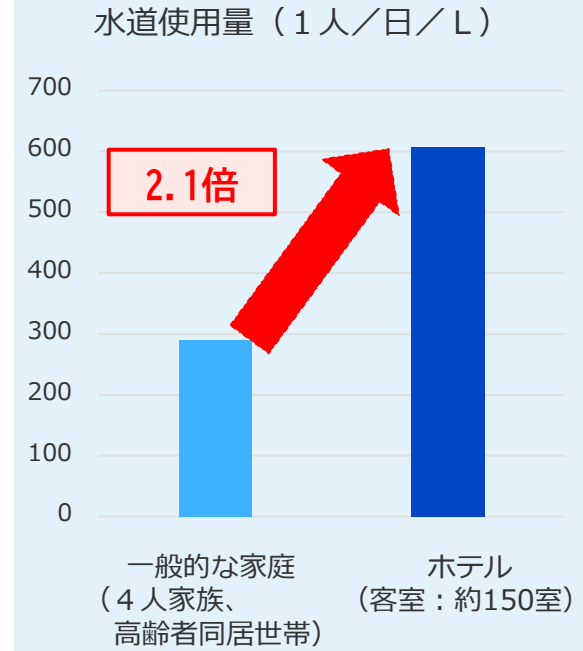
2-3 繁忙期における水需要について②③

- 繁忙期（GW及びお盆）における各配水池の状況は、水源水量に余裕が無く、中には負荷率※が100%を超えている配水池が見られます。
- 水道使用量は施設の用途により差があり、一般住宅に比べ、ホテルの水道使用量は約2.1倍となっています。

②各配水池の状況（令和6年8月12日）



③用途別水道使用量の比較（7月～8月）





(1) 国際親善文化観光都市としての環境保全

- 近年の居住地・滞在地としての人気の高まりに伴い、急速にマンション・ホテル・住宅の建設が進んだことによる周囲と調和のとれない建物の増加への対応
- 世代交代等により別荘の維持が困難となる事例が今後増えることが想定され、戸建住宅以外の一定規模の土地利用転換の増加による、良好な住環境への影響

(2) 繁忙期における水需要への対応

- 水源池の水量確保に対する懸念
- ホテル等の大型建築物の建設が進行した場合、更に水の供給量が増加し、繁忙期には町全体として安定的な供給が困難になる恐れ

「国際的保健休養地」として、美しい自然と低層建築物が調和する独自の景観にふさわしい、良好な環境を守っていく必要がある



3-1 宣言の目的と今後の方向性

【宣言の目的】

- 近年の動向や課題を踏まえて、町の土地利用政策の方向性を示した宣言
- マンション・ホテル建設などの無秩序な開発を抑えて「美しい自然とそれに調和した低層建築物が織りなす独自の景観」という軽井沢らしさを守り、次世代に引き継いでいくことが目的

【今後の方向性】

- 自然保護対策要綱の見直しや都市計画法等に基づくマンションやホテル等を制限するエリアの設定等により土地利用規制を強化
- 町独自の基準を見える化
- 具体的なルールをわかりやすく情報提供

軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言

多くの人を惹きつける軽井沢の魅力の原点は、美しい自然とそれに調和した低層建築物が織りなす独自の景観にあります。

この景観は、長い月日をかけてここに暮らす人々の手により育まれてきたものであり、軽井沢を訪れる人々に癒しと安らぎを与え、住民にとって誇りとなる財産です。

昭和47年に「軽井沢町の自然保護対策要綱」が制定されました。その後、時代の状況に応じた改正を行い、その理念を守り続け、現在においてもまちづくりの基本として重要な役割を果たしています。また、開発と自然環境及び景観の維持とのバランスを取るため効果を発揮してきました。しかし、近年の居住地・滞在地としての人気の高まりに伴い、急速にマンション・ホテル・住宅の建設が進み周囲と調和のとれない建物が増えています。また、水源地の水量不足や広範囲な樹木の伐採による生態系への影響等が懸念されています。このバランスが崩れかけている現状は、軽井沢の持つ本来の魅力が失われかねない重大な危機に直面していると言えます。

軽井沢の魅力である四季折々に変化する豊かな自然環境と独自の景観は後世に引き継ぐものであり、今を生きる私たちはこの責任を負っています。これからも、軽井沢の自然環境と景観を維持していくという強い姿勢で、50年以上その理念が大切に受け継がれてきた「軽井沢町の自然保護対策要綱」を軸に、都市計画法、建築基準法及び景観法に基づくバランスの取れた町独自の土地利用規制を行い、持続可能なまちづくりの実現に向け宣言します。

- 一 「軽井沢町の自然保護対策要綱」の見直しとともに、「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」による規制強化、都市計画法等に基づくマンションやホテル等を制限するエリアの設定、景観基準の設定を行います。
- 一 軽井沢独自の基準を見える化し、具体的なルールをわかりやすく伝えます。自然と景観を守り未来へ繋ぐ責任を全ての関係者で共有し、先人たちが築いてきた軽井沢の自然環境と景観を守ります。

令和7年（2025）3月18日

軽井沢町長 **土屋三千夫**



4-1 旧軽井沢エリアの現況②

②建築協定・景観育成住民協定

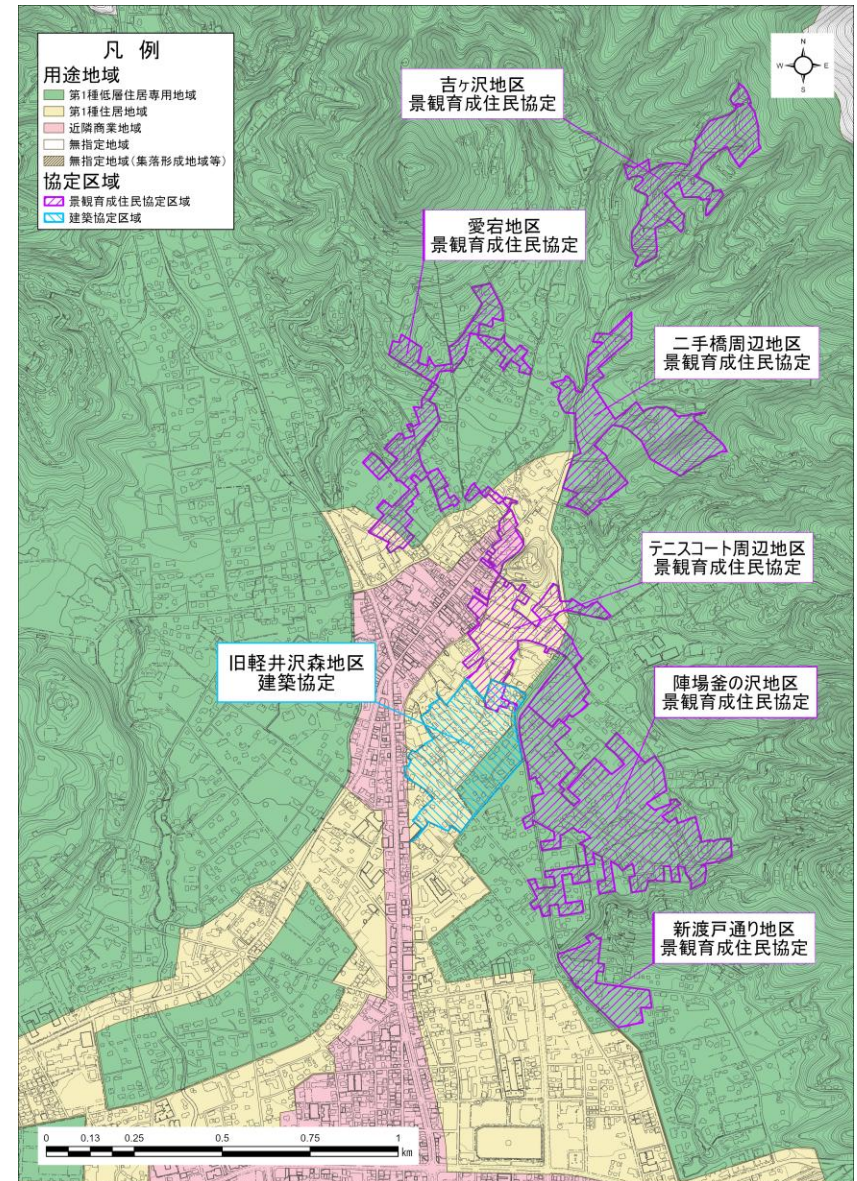
- 前述の用途地域以外にも、建築協定及び景観育成住民協定が締結されており、住民の主導による住環境保全の取り組みが進められています。

■ 建築協定（1地区）

- ・ 建築基準法に基づき、建物の高さ・敷地条件などを住民が合意して制限する区域
- ・ 原則、区域内全員の同意で設定
- ・ 良好な住環境を維持する一方で、協定未加入地には同等の保全力が及ばない

■ 景観育成住民協定（6地区）

- ・ 住民合意により景観・環境保全の自主ルールを定める区域
- ・ 区域内の約3分の2以上の同意で締結し、県の認定を受けることができる
- ・ 別荘地の静穏な環境を維持してきた一方で、法的拘束力は弱く未加入者には適用外





4-2 旧軽井沢エリアにおける特別用途地区の指定①

【旧軽井沢エリアの価値】

- ・日本における別荘文化の発祥地であり、高原の豊かな自然と歴史的・文化的景観が調和した、稀有な保健休養地として発展してきた。
- ・明治期以降、日本の近代別荘文化を体現する良好な住環境を形成している。
- ・現在においても建築協定・景観育成住民協定などにより、住民による環境の維持・保全が推進されている。

【特別用途地区指定の方向性】

【区域の方向性】

- ・旧軽井沢エリアの中でも、最も古くから別荘地として発展した地域を中心とする。
- ・町都市計画マスタープランにおいて、建築協定や景観協定による別荘環境保全に対する住民の主体的な取り組みを支援する方針が示されていることを踏まえ、既に協定により環境保全の意識醸成が進んでいる区域を基本とし、それらを包含する必要最小限の範囲で設定する。

【規制の方向性】

- ・歴史と品格ある別荘地の良好な住環境の保護や低層建築物が織りなす独自の景観を守るため、共同住宅及びホテル、旅館の建設を規制



4-2 旧軽井沢エリアにおける特別用途地区の指定②

■ 特別用途地区とは？

- 「特別用途地区」は、既存の用途地域の規制を補完するように、地域の特性に適合した土地利用の増進や環境の保護等を図るために定める地区です。
(都市計画法第8条第1項第2号、第9条第14項)
- 用途地域で定める規制に加え、さらに地区内の建築物の用途構成の特殊性等に応じたよりきめ細かなものとするべき場合において、適切な用途規制を実現することを目的として定めます。
- 特別用途地区に関する都市計画は、市町村が決定し、地区内の建築制限は、建築基準法に基づき地方公共団体の条例で定めることとされています。制限緩和については、国土交通大臣の承認を経て実施することとされています。(建築基準法49条第2項)

【特別用途地区指定の進め方】

- ・ 規制対象区域及び規制内容の検討
(住民説明会、パブリックコメント、検討委員会)
 - ・ 都市計画審議会による審議
- ▶ 住民意見聴取内容検討
- ▶ 都市計画審議会によるチェック

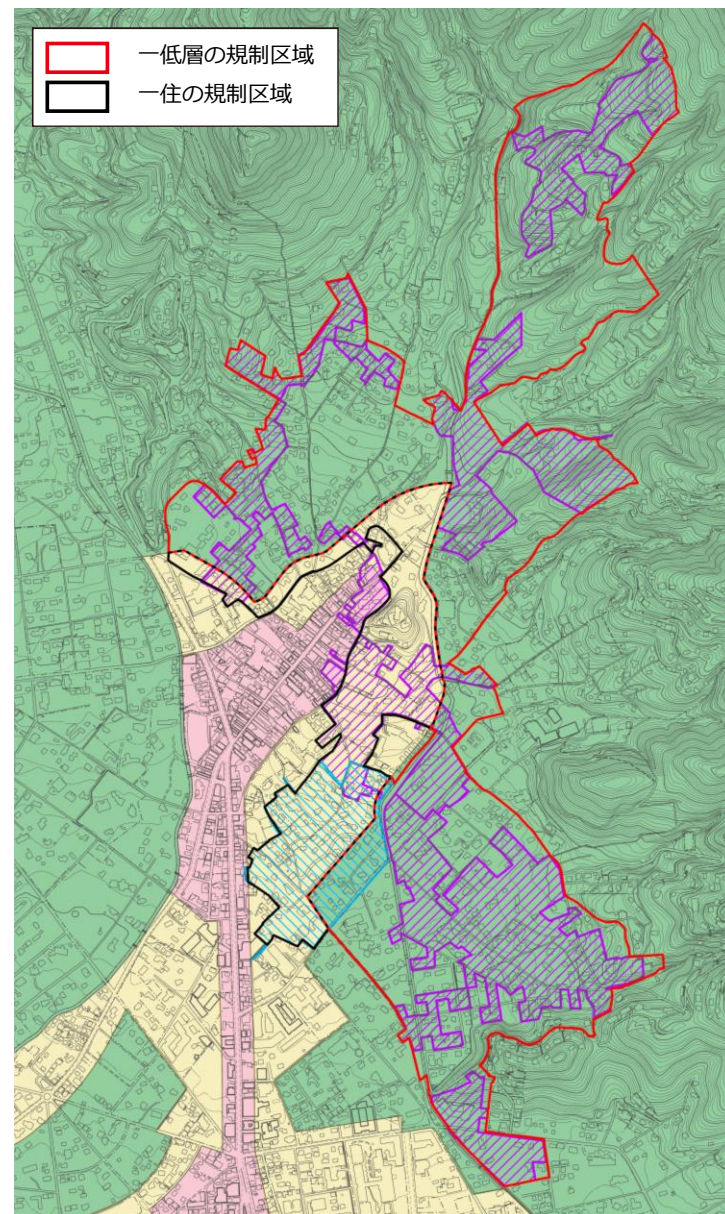
- ▶ 長野県によるチェック
- ・ 県協議・公聴会・縦覧等の手続きを経て
都市計画決定 (町決定)

- ・ 軽井沢町特別用途地区内における建築物の制限等に関する条例を制定
- ▶ 議会によるチェック



【区域設定の方針】

- ① 土地所有者の財産権への影響を考慮し、必要最小限な区域とし、虫食い状態ではなく、一定の面積を有する一体的な区域を設定する。
- ② 第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域のうち、別荘地における環境保全の意識醸成が進んでいる、建築協定区域及び景観育成住民協定の区域を包含するとともに、今後とも良好な別荘の環境を保全していく必要がある地区を対象とする。
(=旧軽井沢公民館周辺など別荘が立地していないエリアは区域に含めない)
- ③ 基本的には地形地物 (=道路・水路等) を区域の境界とするが、設定が難しい場合は筆界 (=地番) を境界とする。





4-4 特別用途地区の規制内容

- 第一種低層住居専用地域では、**共同住宅**を立地規制対象とします。
- 第一種住居地域では、**共同住宅及びホテル、旅館**を立地規制対象とします。

【規制内容】	現状	規制後
第一種低層住居専用地域	共同住宅 : ○ ホテル、旅館 : ×	共同住宅 : × ホテル、旅館 : ×
第一種住居地域	共同住宅 : ○ ホテル、旅館 : ○	共同住宅 : × ホテル、旅館 : ×

【建築基準法に基づく用途】

種別	用途の概要
共同住宅	1つの建築物に2以上の住戸があるもので、廊下・階段等の共用部分を有する施設
ホテル又は旅館	旅館業法による「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」を営む施設